

## 役員報酬等支給基準規則

平成 26 年 3 月 28 日制定

理事会承認

令和 2 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人早稲田大阪園（以下「この法人」という。）の寄附行為第 37 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第 1 に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第 2 に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第 3 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 20 日（但し、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内。

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(常勤の役員等の年齢制限)

第 6 条 寄附行為第 8 条 1 項及び 2 項にかかわらず、常勤の役員、業務執行理事及び常勤監事は、原則として 65 歳を定年とし、その任期の途中で 65 歳に達した場合、その年度の 3 月 31 日をもって退任する。但し、特段の理由がある場合、理事総数の 3 分の 2 以上の議決をもって、その定年を延長することができる。また、特段の理由がある場合、65 歳を超えて選任（再任を含む。以下この条において同じ。）されることができ、その任期の途中で 70 歳に達した場合、その年度の 3 月 31 日をもって退任する。

2 前項に掲げる常勤の役員等は、70歳に達した年度の3月31日をもって委任されることはない。

(旅費)

第7条 常勤の役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第8条 常勤の役員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 常勤の役員の旅費の額は、別表第4のとおりとする。

(交通費)

第9条 交通費は、非常勤の役員が理事会等に出席した場合に支給するものとし、その額は、実費とする。

(費用)

第10条 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第11条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第12条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(早稲田大学との覚書)

第15条 早稲田大学本属とする役員については、理事報酬規則第3条から第5条に定める事項について、この法人からの支給はしないものとする。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規則は、平成26年4月1日より実施する。

2. 令和2年4月1日 一部改正

別表第1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,250,000 円
理事（業務執行理事）	月額 1,150,000 円
監事	月額 1,100,000 円

別表第2（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。但し、1か月未満は1か月に切り上げる。計算した退職慰労金の額が、3,000万円を超えるときは、第4条1項第2号の規定にかかわらず、3,000万円をその者の退職慰労金の額とする。

別表第3（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	30,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000 円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	30,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000 円

別表第4

旅費の区分	旅費額
鉄道賃	旅客運賃 グリーン料金 特別急行料金
船賃	特等料金
航空賃	実費
車賃	実費
日当	3,000 円（目的地までの距離 100km 以上に限る）
宿泊料	実費